財團法人 協調會福岡出張所

組合組織支部を直に自己の直接指導の下に置き爾後各地爭議を惹起する虞なきものと認めたるに因り、本年正月廿五日本部に於て組織の實を擧げ、翌日本部に於て組織を了し、翌廿日本部に於て組織を了し、翌廿一日組織を了したるものなり

一、組織發生原因

八、關係團體　全國同盟日本石炭荒夫總合

十、發生年月日　昭和廿年十月十四日

六、組織員數　三八一名（内女五十名）

五、資本金　壹萬圓

四、事業主體　文部

三、事業の種類　石炭採掘

二、所在地　福岡縣鞍手郡宮田村

一、名稱　全國炭鑛荒夫組合

財團法人 協調會福岡出張所

を以つて同人を解雇することゝなり、炭坑勞務係は納屋明渡並に前借金（二四、圓三四）支拂方を日石粕屋支部常任官本平に調停せしめたので、同人は兩者の間を斡旋したるも容易に解決を見ず、遂に七月十三日勞務係（瀬戸康吉）に對し書面を以て本件の調停を辭退したるところ、右勞務係員は大いに之を憤慨し翌十四日炭坑事務所に同人を呼出し「ステッキ」で全治十數日を要する打撲傷を全身十一ヶ所に加へたのである。

十、經過並に解決　狀況

日石粕屋支部長は本件發生するや負傷者の應急手當と共に日石本部の應援を求め翌十五日組合本部より宮崎主事外一名の來援ありて、炭坑當局に對し其の責任を問ひたるも、炭坑では勞務係員瀬戸某の單獨行動にして其の責なしと答へ次の